

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成25年11月1日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）コーナンPRO多賀城店

多賀城市八幡二丁目120-1

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

ダイワロイヤル株式会社 代表取締役社長 原田 健

東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号

3 市町村の意見の概要

（1）交通安全対策として、当該敷地から国道45号等の公道への出入りについては、交通渋滞対策及び交通事故防止の観点から、状況に応じて駐車場出入り口等に交通整理員を配置する等の対応を願います。

（2）住宅地に隣接して荷さばき施設及びその搬入車両出入口があることから、早朝・深夜の荷さばき作業時に発生する騒音源（搬入車両の不必要なアイドリング、車両後進ブザー、台車段差越え、作業従事者の大声等）については、静穏な生活環境に対して大きな影響を及ぼす恐れがあることから、十分な配慮をしてください。

また、空調機室外機等の設備機器については、低騒音型の導入はもちろんのこと、必要最低限の運転の実施及び定期的なメンテナンスの実施並びに設備機器の経年劣化による騒音レベルの変化が無いよう十分配慮してください。

なお、出店計画概要書に記載の「騒音の発生による周辺地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項」を確実に実行してください。

（3）24時間営業のローソンについては、上記（2）と同様としますが、特にコンビニの深夜営業の来店客のマナーに対する苦情が寄せられることが多いことから、店舗側においては柔軟な対応をしてください。

（4）騒音の予測・評価については、周辺生活環境に与える影響は軽微であると思われませんが、騒音は感覚公害とも言われ、個人差があることから、原因行為が規制法令に違反していないことが明らかとなっても、周辺住民から苦情等が発生した場合には、誠意をもって柔軟な対応をしてください。

(5) 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針を遵守し、出店計画概要書のとおり廃棄物の適正な処理及び保管を行ってください。

(6) 周辺住民から廃棄物の悪臭や散乱等による苦情等が発生しないよう十分配慮し、苦情等が発生した場合には誠意をもって柔軟な対応をしてください。

(7) 防災・防犯対策として、屋外消火施設等の点検と巡視体制強化を徹底願います。

また、必要に応じて明るさの確保をはじめとした死角の除去、監視カメラ等の設置など、犯罪を未然に防ぐための必要な措置を講じてください。

4 地域住民等の意見の概要

なし

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター及び多賀城市役所

6 縦覧期間

平成25年11月1日から平成25年12月2日まで（ただし，閉庁日を除く。）